

法人税 平成27年度税制改正対応版(Ver.H27.10)の予定

平成 27 年度税制改正に対応した「InterKX 法人税／法人税顧問 平成 27 年度税制改正対応版 (Ver.H27.10)」のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

当プログラムは、平成 27 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人税の申告に使用していただけます。

- ・法人税 (Ver.H27.10) の電子申告更新用プログラム「法人税電子申告対応版 (Ver.H27.1.e1)」は、6 月に公開する予定です。ただし、現時点で国税電子申告・納税システム (e-Tax) より新帳票 (平成 27 年 4 月 1 日以後終了事業年度) の受付開始時期や仕様が公開されていないため、今後、e-Tax の対応時期などが明確になりましたら、別途ご案内させていただきます。
- ・特別償却の付表の新帳票の対応は、「平成 27 年度 特別償却付表対応版 Ver.H27.20(仮)」として別途リリースする予定です。

以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 税制改正の内容
3. システムの対応内容 (予定)
4. 参考：復興特別法人税申告の設定について (平成26年度の申告)
5. フォルダーの構成

1. 発行プログラム

1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
InterKX 法人税 *1	H27.10	平成 26 年度版 (Ver.H26.10 以降)
法人税顧問スタンドアローン版 *2		
法人税顧問ネットワーク版 *3		

*1 「InterKX 法人税 平成 26 年度 (Ver.H26.33)」のセットアッププログラムが含まれます。Ver.H26.3 用のライセンスキーが必要です。

*2 「法人税顧問スタンドアローン版 平成 26 年度 (Ver.H26.33)」のセットアッププログラムが含まれます。

*3 「法人税顧問ネットワーク版 平成 26 年度 (Ver.H26.33)」のセットアッププログラムが含まれます。Ver.H26.3 用のライセンスキーが必要です。
なお、改版製品、改版保守製品には、Ver.H26.3 用のライセンスキーは含まれません。

1-2. リリース時期（予定）

(1) 送品開始日（予定）

InterKX 法人税 : 2015 年 6 月 2 日
法人税顧問 : 2015 年 6 月 5 日

(2) InterKXインターネットダウンロード（ダウンロードマネージャー）の公開（予定）

InterKX 法人税（自動配信） : 2015 年 5 月 22 日 9 時
InterKX 法人税（手動配信） : 2015 年 5 月 22 日 9 時

※Ver.H26.33 の公開も同日程になります。

(3) マイページのダウンロード公開（予定）

InterKX 法人税 : 2015 年 5 月 22 日 9 時
法人税顧問 : 2015 年 5 月 22 日 9 時

※Ver.H26.33 の公開も同日程になります。

※保守契約にご加入で、改版纳入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

1-3. 法人税顧問スタンドアローン版 期限付きプロダクトID

Ver.H27.1 用の 2 週間限定プロダクト ID をご連絡します。

期限付きプロダクト ID : 115411-016945-660281-550722

1-4. 減価償却システムとのデータ連動対象プログラム（別表四、別表十六）

法人税 Ver.H27.10 の連動対象となる減価償却システムは Ver.14.0 以降になります。

※InterKX 版同士、スタンドアローン版同士、ネットワーク版同士が連動可能です。

減価償却	法人税	
Ver.14.2 Ver.14.1 Ver.14.0	平成27年度 平成26年度 平成25年度 平成24年度	Ver.H27.1 Ver.H26.1、Ver.H26.2、Ver.H26.3 Ver.H25.1、Ver.H25.2 Ver.H24.1、Ver.H24.2
Ver.13.1、13.0 Ver.12.0 Ver.11.0 Ver.10.0 Ver.9.0	平成23年度 平成22年度 平成21年度 平成20年度	Ver.H23.3、Ver.H23.2、Ver.H23.1 Ver.H22.2、Ver.H22.1 Ver.H21.2、Ver.H21.1 Ver.H20.3、Ver.H20.2、Ver.H20.1
Ver.8.1	平成19年度	Ver.H19.2

1-5. 法人税 平成26年度（Ver.H26.33）の提供について

平成 25 年 10 月 1 日 ≤ 開始事業年度、かつ終了事業年度 ≤ 平成 26 年 9 月 30 日の事業年度 1 年未満の法人データで、納税一覧表や事業税・都道府県民税の内訳明細書などの翌期予定納付額（事業税、法人税割額）が、翌期予定申告経過措置適用の金額で算出される問題に対応した平成 26 年度版プログラム（Ver.H26.33）を、Ver.H27.10 のリリースと併せて提供します。

2. 税制改正の内容

当システムに関する平成 27 年度税制改正の主な内容は、次のとおりです。

参考

タビスランドで「平成27年度／税制改正の概要」を公開しています。

http://www.tabisland.ne.jp/explain/zeisei_h27/index.htm

2-1. 法人実効税率の引き下げ

国・地方を通じた法人実効税率が、34.62%から 32.11%に引き下げられました。

(1) 法人税率の引き下げ

法人税の税率が 25.5%から 23.9%に引き下げられました。

適用時期：平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度

(2) 軽減税率の特例の延長

次の軽減税率の特例の適用期限が、平成 29 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。

- ・ 中小法人の軽減税率の特例
(所得金額のうち年 800 万円以下の部分に対する税率：19%→15%)
- ・ 公益法人等の軽減税率の特例
(所得金額のうち年 800 万円以下の部分に対する税率：19%→15%)
- ・ 協同組合等の軽減税率の特例
(所得金額のうち年 800 万円以下の部分に対する税率：19%→15%)

2-2. 欠損金繰越控除の見直し

欠損金の繰越控除制度等について、大法人（中小法人等以外の法人）の控除限度が引き下げられました。

	改正前	改正後
税額控除 (大法人)	所得の 80%	所得の 65% (※)
再建中の 法人の特例	所得の全額 (平成 23 年施行 前に更生手続開 始の決定等があ った法人を対象 とした経過措置)	所得の全額 (更生計画認可の決定等の日以後7年を経過する 日の属する事業年度まで) ・再上場等の場合、以後の終了事業年度は対象外 ・平成 23 年12月改正の経過措置は統合する形で 廃止
新設 法人の特例	—	所得の全額 (設立日から 7 年を経過する日の属する事業年度 まで) ・上場等の場合、以後の終了事業年度は対象外

適用時期：平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度

((※)の適用は、平成 29 年 3 月 31 日開始事業年度まで)

2-3. 受取配当等益金不算入制度の見直し

益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合が次のとおり見直しされました。

また、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額を益金算入その全額が益金算入されることとなりました。

	改正前		改正後	
	持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
益金不算入割合	25%未満	50%	5%以下	20%
			5%超 1/3以下	50%
	25%以上	100%	1/3超	100%
株式投資信託の分配金	収益の分配の額の1/2又は1/4の額について、50%相当額益金不算入		全額益金算入（0%益金不算入） ・特定株式投資信託の収益の分配の額は20%相当額益金不算入	

適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

2-4. 地方税における法人事業税の外形標準課税の拡大等

(1) 外形標準課税法人に係る法人事業税の税率の改正

外形標準課税法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人）について、法人事業税の所得割の税率は引き下げ、付加価値割及び資本割の税率は引き上げられました。

例：東京都の場合

		改正前		改正後	
		H26.10.1～H27.3.31 に開始する事業年度		H27.4.1～H28.3.31 に開始する事業年度	
		標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
所得割	年400万円以下	(2.2)	2.39	(1.6)	1.755
	年400万円超 年800万円以下	(3.2)	3.475	(2.3)	2.53
	年800万円超 又は 軽減減税率不適用法人	(4.3)	4.66	(3.1)	3.4
	付加価値割	—	0.504	—	0.756
資本割		—	0.21	—	0.315

※標準税率は、東京都での所得割への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

(2) 地方法人特別税の税率の改正

地方法人特別税の税率が次のとおりとされました。

	改正前	改正後
	H26.10.1～H27.3.31 に開始する事業年度	H27.4.1～H28.3.31 に開始する事業年度
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	93.5%

(3) 資本割の課税標準の見直し

現行の資本割の課税標準である「資本金等の額」が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を資本割の課税標準とすることとされました。

適用時期：平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度

(4) 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人で、次の要件を満たす場合は、所得拡大促進税制に係る措置として、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとなりました。

要件：

- ・雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が 3%以上(※)であること
(※)平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日開始事業年度の場合
- ・雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること
- ・平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること

(5) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日に開始する事業年度に係る付加価値額が 40 億円未満の法人について、法人事業税額から一定額を控除する、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置が講じられました。

2-5. 研究開発税制の見直し

研究開発税制について、企業のオープンイノベーション（外部の技術・知識を活用した研究開発）の促進などの観点から、控除率が大幅に引き上げられるとともに中小企業の知的財産権の使用料等が対象費用に追加されました。

	改正前	改正後
控除税額の上限の総枠	法人税額の30%（原則20%）	法人税額の30%
一般試験研究費		
税額控除率	8～10%（中小法人12%）	8～10%（中小法人12%）
控除限度額	法人税額の30%（原則20%）	法人税額の25% ※控除限度超過額の繰り越し控除は廃止
特別試験研究費		
範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究 ・中小企業者との委託研究 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外 ・特定中小企業者に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を追加 ・特定中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料を追加
税額控除率	12%	<ul style="list-style-type: none"> ・特別試験研究機関等又は大学等との共同・委託研究：30% ・上記以外のもの：20%
控除限度額	一般試験研究費の控除限度の枠内	法人税額の5%（別枠）

適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

2-6. 地方拠点強化税制の創設

地域再生法の改正により、本社機能等を東京圏から地方に移転したり、地方において拡充する取組みを支援するため、本社等の建物に係る投資減税の創設、および雇用促進税制の拡充の措置が講じられました。

(1) 地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

地域再生法の改正法施行日から平成30年3月31日までに「計画」について認定を受けた日から2年以内に、その「計画」に記載された建物及びその附属設備並びに構築物で、一定の規模以上のものについて、特別償却又は税額控除の措置が講じられました。

移転型 (特定地域（東京23区）から支援対象区域（3大都市圏以外）への移転)	拡充型 (「移転型」以外)
特別償却：25% 又は 税額控除：7% ※「計画」認定が平成29年4月1日以降は4%	特別償却：15% 又は 税額控除：4% ※「計画」認定が平成29年4月1日以降は2%

※税額控除額の上限は、当期の法人税額の20%

(2) 雇用促進税制の拡充

地域再生法の改正法施行日から平成 30 年 3 月 31 日までに「計画」について認定を受けた法人が、雇用促進税制の要件（現行の要件 ii を除く）を満たす場合、認定以後 3 年間、次の雇用促進税制の特例を適用できる措置が講じられました。

現行の 雇用促進税制	法人全体の前期比雇用増×40 万円の税額控除
	要件 i： 法人全体の前期比雇用増が 5 人（中小 2 人）以上 ii： 法人全体の雇用者数が前期比 10%以上増 等
特例 1	当該地方拠点の前期比雇用増（法人全体の前期比雇用増を上限） ×50 万円（要件 ii を満たさない場合、20 万円）
特例 2	移転型の「計画」である場合に限り、 当該地方拠点における計画認定直前期の雇用者数に対する雇用増 ×30 万円

※税額控除額の上限は、現行の雇用促進税制と地方拠点強化税制（投資減税）とを合わせて、当期の法人税額の 30%

3. システムの対応内容（予定）

税制改正等に伴うシステムの変更内容は、次のとおりです。
平成 27 年 4 月 1 日以後終了事業年度の法人が対象になります。

3-1. 法人税別表・地方税様式の変更等

法人税別表、地方税様式の様式変更に対応します。
（現時点では、様式変更の情報は公開されていません）

3-2. フォーム印刷

平成 27 年 4 月 1 日以後終了事業年度の帳票に変更します。

3-3. 地方税 第六号様式の税率

都道府県民税の事業税税率、法人税割税率、均等割税額を、平成 27 年 5 月 1 日現在確認されている税率（税額）に変更します。

3-4. 税務代理権限証書 新様式の対応

平成 27 年 7 月 1 日以降提出分より施行される、税務代理権限証書の新様式に対応します。

3-5. 税理士署名押印欄の対応（税理士法改正に伴う対応）

平成 26 年 4 月の税理士法改正（※）に伴い、法人基本情報の税理士情報の設定方法や税務書類の税理士署名押印欄の出力方法を変更します。

（※）従来の補助税理士の名称が「所属税理士」と改められることとされたほか、使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得ることにより、所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務等に従事できることとされました。

4. 参考：復興特別法人税申告に関する設定について（平成26年度の申告）

平成 26 年度申告における復興特別法人税の申告に関する設定について、お客様から問い合わせをいただくことがある内容についてご案内します。

4-1. 課税標準法人税額の月割計算の設定（復興特別法人税別表一）

平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日に新設された法人等の場合、最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、平成 26 年 3 月 31 日までの月数で月割計算します。

操作方法：

- ①復興特別法人税別表一の入力画面上部の、「課税標準法人税額「15）」のチェックボックスをオンにします。
- ②「課税標準法人税額(15)」の月数が入力項目に変更されます。
月数を入力すると、課税標準法人税額が計算されます。

課税標準法人税額「15」: <input checked="" type="checkbox"/> 復興財源確保法第47条第2項 最後の課税事業年度に該当する						
課税標準法人税額	1	5,955,000	修正申告時の申告前の	課税標準法人税額	6	
復興特別法人税額	2	595,500		控除税額	7	
控除税額	3	0		復興特別法人税額	8	
差引納付復興特別法人税額	4	595,500		還付金額	9	
この申告による還付金額	5	0		納付すべき復興特別法人税額	10	
課 税 標 準 法 人 税 額 等 の 計 算						
課税標準法人税額	基準法人税額	11	11,910,000	控除税額	外国税額の控除額	16
	法人税額の特別控除額	12	0		復興特別所得税の額	17
	控除済特別控除加算額	13	0		復興特別所得税の控除額	18
	基準法人税額	14	11,910,000		控除した金額	19
	課税標準法人税額 (14)又は(14)× 6 / 12	15	5,955,000		控除しきれなかった復興特別所得税額	20

4-2. 平成26年4月1日以後開始事業年度で申告する場合

復興特別法人税の申告は、平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度より原則不要となりますが、復興特別法人税の課税の対象となる事業年度(※)で、事業年度の変更があった場合などは、平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度でも申告が必要な場合があります。

(※) 平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

操作方法：

- ①法人基本情報の[設定 2]タブの「復興特別法人税申告書・明細書」の設定を、「作成する」に上書きで変更します。
- ②復興特別法人税別表一の「課税標準法人税額(15)」は、最初に開始する事業年度開始の日から 2 年(24 か月)に該当する月で月数計算した金額を設定します。
(設定方法は「4-1. 課税標準法人税額の月割計算の設定（復興特別復興特別法人税別表一）」を参照)

③ 地方税共通情報（[地方税]→[地方税共通情報]）の「損金算入の所得税額(9)」を上書きで入力します。

所得金額の計算（事業税の課税標準）		
別表四の所得金額	⑧	100,000,000
加算 損金算入の所得税額	⑨	500,000
減算 損金算入の海外投資準備金	⑩	0

「⑨損金算入の所得税額」には所得税額分（「別表六(一)(6)②—③」）が自動転記されるので、その金額に復興法人所得税分（「復興特別法人税別表二(6)②—③」）を加算した金額を上書き入力します。

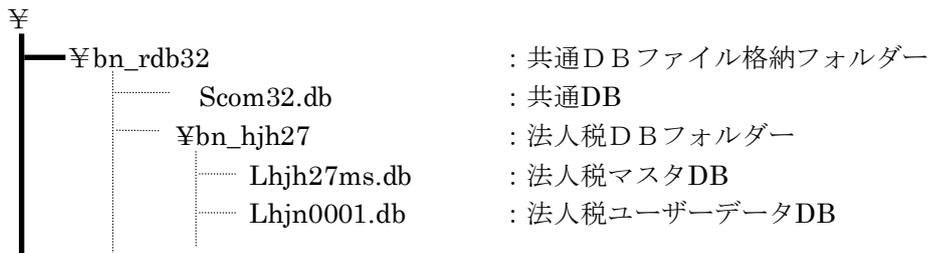
「⑨損金算入の所得税額」の金額は、第六号様式の「損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額(66)」および第六号様式別表五の「損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額(2)」に転記されます。

5. フォルダの構成

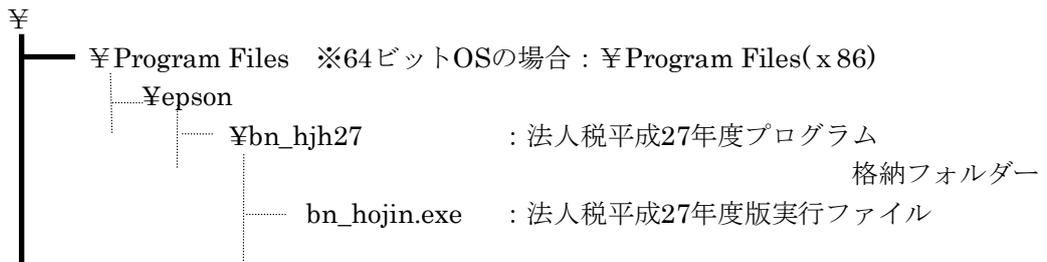
フォルダの構成は、次のとおりです。

5-1. InterKX法人税／法人税顧問ネットワーク版

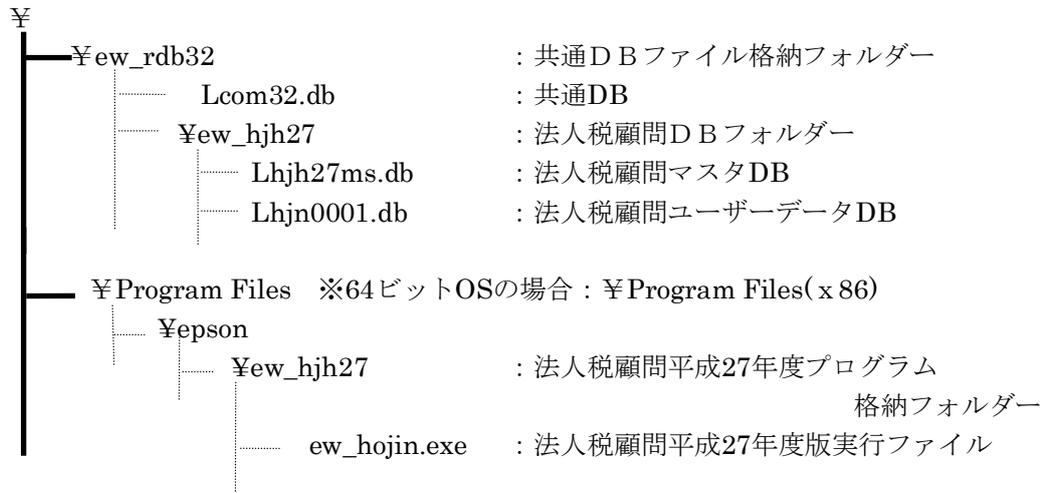
■サーバのフォルダ構成



■クライアントのフォルダ構成



5-2. 法人税顧問スタンドアローン版



以上、よろしくお願ひします。